

指定介護老人福祉施設運営規程

特別養護老人ホーム夢眠さくら運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人錦江舎が開設する指定介護老人福祉施設「夢眠さくら」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入居者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス(以下「事業」という)を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 従業者は、入居者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 施設サービスの提供にあたっては、入居者の人権に十分配慮するとともに、心身的虐待行為や入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は禁止するものとする。
- 5 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設夢眠さくら
- (2) 所在地 さいたま市桜区町谷2-7-18
- (3) ユニット数及びユニットごとの入居定員
 - 一 ユニット数 14ユニット
 - 二 定員 160名(ユニットごとの入居定員 11名から12名)

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人
医師は、入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を

とる。

(3) 生活相談員 2人以上

生活相談員は、入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 看護職員 4名以上

看護職員は、入居者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員 54人以上

介護職員は、入居者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(6) 栄養士 1人以上

栄養士は、給食の献立の作成、入居者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(8) 運転手 1人以上

運転手は、入居者の送迎を行う。

(9) 事務職員 1人以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(10) 介護支援専門員 2人以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(事業の内容)

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 入居の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に入居者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

カ 入浴は、入居者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理をおこない、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入居者の清潔保持につとめるものとする。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入居者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入居者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるのとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その入居者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費 1日 2,500円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

(2) 食費 1日 1,670円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

(3) 理美容代、買い物サービスの利用、個人所有電気器具所有代 実費

(4) 日用品費 A おしぼり・口腔清拭用スポンジブラシ・入れ歯洗浄剤・ボディソープ・シャンプー・ハンドソープ・ティッシュペーパー・保湿剤 1日あたり200円

B おしぼり・歯ブラシ・入れ歯洗浄剤・ボディソープ・シャンプー・ハンドソープ・ティッシュペーパー・保湿剤 1日あたり150円

C おしぼり・ボディソープ・シャンプー・ハンドソープ・ティッシュペーパー・保湿剤 1日あたり100円

(5) 教育娯楽費 実費 レクリエーション・行事としての材料費等

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に説明した上で支払いに同意する旨の署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 入居者は次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 施設は、事故の発生又は再発を防止するため、事故発生の防止のための指針を整備し、委員会および従業者に対する研修を定期的に行う。

- 2 施設は入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市役所所管課、ご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った措置を記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束の手続き)

第11条 施設は、認知症等により、入居者又は、他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行なうことがある。

- 2 施設は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、入居者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。
- 3 施設は、身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第12条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止のため、担当者を定め、指針の整備、委員会、研修を実施する。

- 2 施設は必要に応じて成年後見人制度の利用支援を行なう。
- 3 施設は、サービス提供中に施設従業者又は養護者（家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための措置)

第13条 施設は、感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止するための指針を整備、委員会の設置、従業者に対する研修の実施など必要な対策を講じるものとする。

- 2 施設は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 施設は、全ての介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。